

阿久比町水道料金及び 下水道使用料審議会

－ 第 3 回 －

下水道使用料改定について

令和 6 年 2 月 9 日

愛知県阿久比町

— 目 次 —

1. 現状の再確認
 - 1 - 1. 阿久比町の使用料体系
 - 1 - 2. 知多 5 市 2 町との比較
 - 1 - 3. 阿久比町の利用者群の構成
2. 使用料改定の検討方針
 - 2 - 1. 使用料改定の基本条件
 - 2 - 2. 経営改善のサイクル
3. 使用料改定の検討結果
 - 3 - 1. 検討案
 - 3 - 2. 検討結果
4. 今後の予定

1. 現状の再確認

1-1. 阿久比町の使用料体系

- 基本使用料と従量使用料から構成される「**二部使用料制**」を採用しています。
- 従量使用料については、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる「**累進使用料制**」を採用しています。
- 基本水量（10m³/月）の範囲内において従量使用料を賦課せず、定額の基本使用料のみを賦課する「**基本水量制**」を採用しています。

1. 現状の再確認

1-1. 阿久比町の使用料体系

現在の使用料体系

税抜き価格

水量区分 (m ³ /月)	使用料 (円/m ³)	備考
0 ~ 10 m ³	800	基本使用料
11 ~ 20 m ³	90	従量使用料 (1 m ³ につき)
21 ~ 40 m ³	105	
41 ~ 100 m ³	130	
101 ~ 500 m ³	165	
501 m ³ ~	210	

基本水量制

10m³以下は定額の使用料となる

二部使用料制

基本使用料と従量使用料により構成

累進使用料制

使用水量が大きくなるほど使用料単価が高くなる

1. 現状の再確認

1-2. 知多5市2町との比較

使用料体系の比較

(円/m³) 税抜き価格

水量区分 (m ³ /月)		阿久比町	半田市	常滑市	東海市	大府市		知多市	東浦町	武豊町
						R4.10～	R7.4～			
基本使用料		800	600	300	800	750	800	380	750	800
従 量 使 用 料 き	0～10 m ³	800	60	50	800	5	10	53	750	800
	11～20 m ³	90	105	75	95	85	95	111	85	90
	21～30 m ³	105	130	110	130					
	31～40 m ³		145	130	165	100	110	121	95	105
	41～50 m ³	130	180	140						
	51～60 m ³			210	165	115	125	131	105	130
	61～80 m ³									
	81～100 m ³	165	250	200	210	130	145	141	120	165
	101～200 m ³									
	201～500 m ³									
501 m ³ ～	210		230		160	175		150	210	

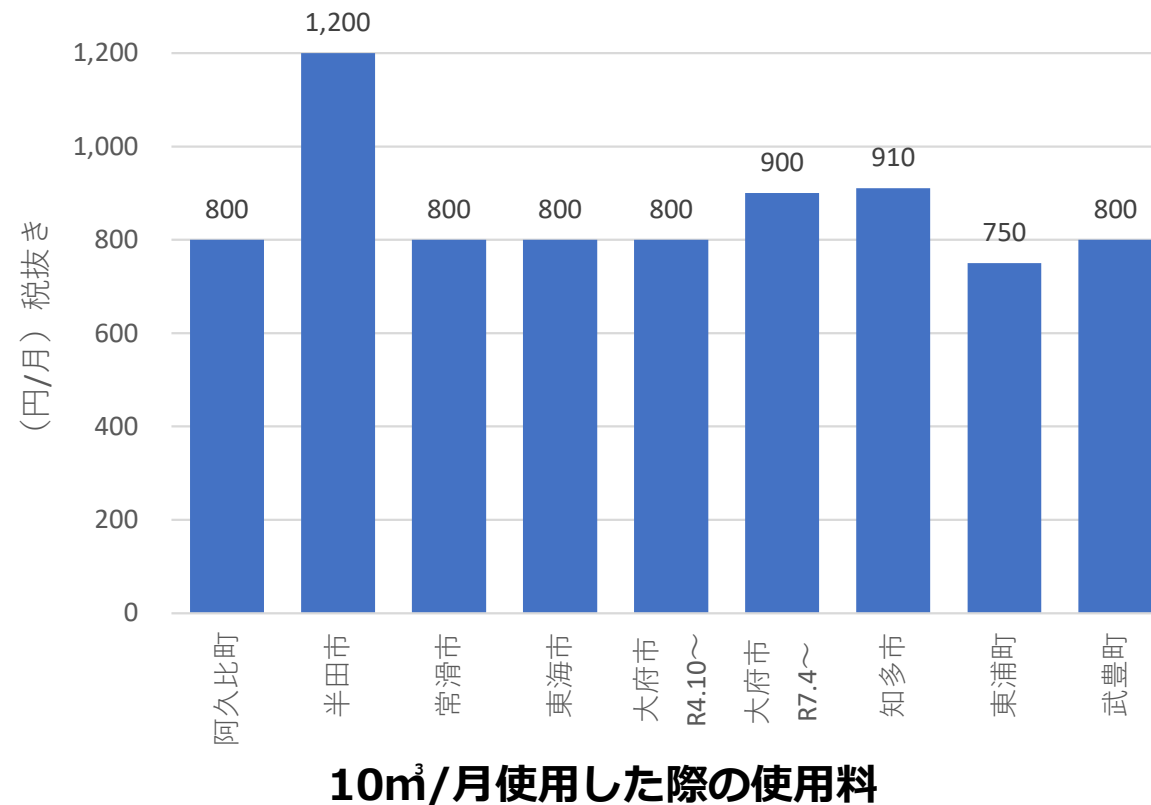
※半田市は令和5年4月、大府市は令和4年10月より使用料改定（値上げ）を実施している。

※半田市は令和7年度以降、大府市は令和7年4月に2段階目の改定を予定している。

1. 現状の再確認

1-2. 知多5市2町との比較

- ・各市町とも二部使用料制、累進使用料制を採用しています。
- ・基本使用料は、各市町ばらつきはありますが、10m³使用した際の使用料は、半田市を除き、800円/月前後となっています。



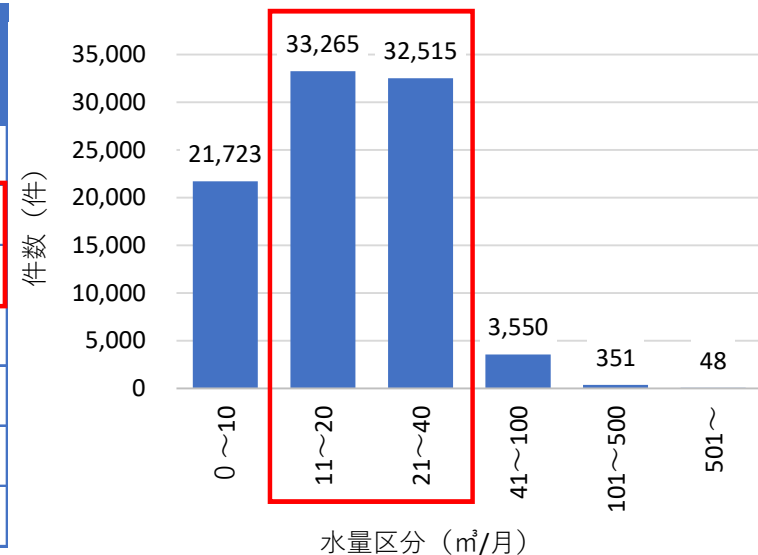
1. 現状の再確認

1-3. 阿久比町の使用者群の構成

- ・ 11～20m³および21～40m³が約72%と大部分を占めています。
- ・ 全体の95%程度が40m³までの区間に含まれます。
- ・ 本町で大口使用者となる101m³以上は約400件であり、全体の0.5%と非常に少なくなっています。

水量区分 (m ³ /月)	件数 (件)	件数割合(%)		使用者数	備考
			累計		
0～10 m ³	21,723	23.8%	23.8%	1,810	
11～20 m ³	33,265	36.3%	60.1%	2,772	最も多い
21～40 m ³	32,515	35.5%	95.6%	2,710	
41～100 m ³	3,550	3.9%	99.5%	296	
101～500 m ³	351	0.4%	99.9%	29	
501 m ³ ～	48	0.1%	100.0%	4	最も少ない
合計	91,452	100.0%	-	7,621	

(R3決算値)



※上記の件数は、1年分の使用件数であり、例えば501m³以上の使用者数は4（48件/12ヵ月）となる。

水量区分ごとの件数 (R3実績)

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

第2回審議会での審議結果を踏まえ、改定の基本条件（前提条件）を次のとおりとします。

01 二部使用料制および累進使用料制の継続

02 基本水量制の廃止

03 基本使用料の設定

04 平均改定倍率1.45倍（使用料単価150円/m³）

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

01

二部使用料制および累進使用料制の継続

- ・ 本町の使用料対象経費の大部分（約8割）は固定費となっており、安定した経営を考えると、そのすべてを基本使用料で賄うことが適当であると考えます。しかし、その場合の基本使用料は極めて高額（約2,800円）となり、単身世帯などの小口使用者の負担割合が大きくなりすぎ、現実的ではありません。
- ・ したがって、固定費と需要家費の一部を基本使用料に、それ以外を従量使用料に賦課する使用料体系を継続します。
- ・ 従量使用料については、大量排水の抑制や小口使用者の激変緩和措置として、累進性を継続します。
- ・ 累進性については、大口使用者への配慮より、水量区分が大きいほど使用料単価の改定率が低くなる案についても検討します。

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

02 基本水量制の廃止

- ・基本水量制は、下水道の普及を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るとともに、生活用水に係る使用料を安く抑えるという政策的配慮から導入している団体が多くあります。
- ・本町では、下水道整備は概成しており、公衆衛生の向上や生活環境の改善に対して、基本水量制は一定の役割を終えたと言えます。
- ・10m³以下では、使用水量が異なっても使用料が変わらないことへの不平感が出ることが想定されます。また、節水意識が阻害され、SDGsの観点からも逆効果となります。
- ・全国的に見ても、「基本水量制」を廃止する 団体が多くなってきました。

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

03 基本使用料の設定

- ・ 今回の検討における基本使用料は、800円（現状どおり）と1,000円の2通りとします。
- ・ 1,000円の案は、半田市の事例（固定費の40%分）や物価変動（次頁参照）を考慮して設定した値です。

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

- ・ 使用料の対象経費※は、「**資本費＋維持管理費**」となります。
※長期前受金戻入およびその他控除額（公費負担分）を除く。別紙「用語の説明」を参照。
- ・ 本町の使用料対象経費は329,278千円となり、そのうち固定費257,190千円が全体の約8割を占めています。

使用料対象経費

(千円)

科目	経費	長期前受金 戻入	その他 控除額	使用料			
				対象経費	需要家費	固定費	変動費
資本費	328,070	138,893	29,462	159,715	0	159,715	0
減価償却費	264,597	138,893	－	125,704	0	125,704	0
資産減耗費	3,540	－	－	3,540	0	3,540	0
支払利息	59,933	－	29,462	30,471	0	30,471	0
維持管理費	169,563	0	0	169,563	7,275	97,475	64,813
管渠費	7,521	－	－	7,521	0	6,758	763
総係費	34,123	－	－	34,123	7,275	26,757	91
流域下水道管理運営負担金	127,919	－	－	127,919	0	63,960	63,959
合計	497,633	138,893	29,462	329,278	7,275	257,190	64,813
				(100.0%)	(2.2%)	(78.1%)	(19.7%)

(R3決算値)

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

需要家費と固定費は、基本使用料により回収するものとされています。

固定費だけでも、そのすべてを基本使用料で回収しようとするると約2,800円と高額になり、現実的ではありません。

半田市が採用している40%とすると約1,100円となります。

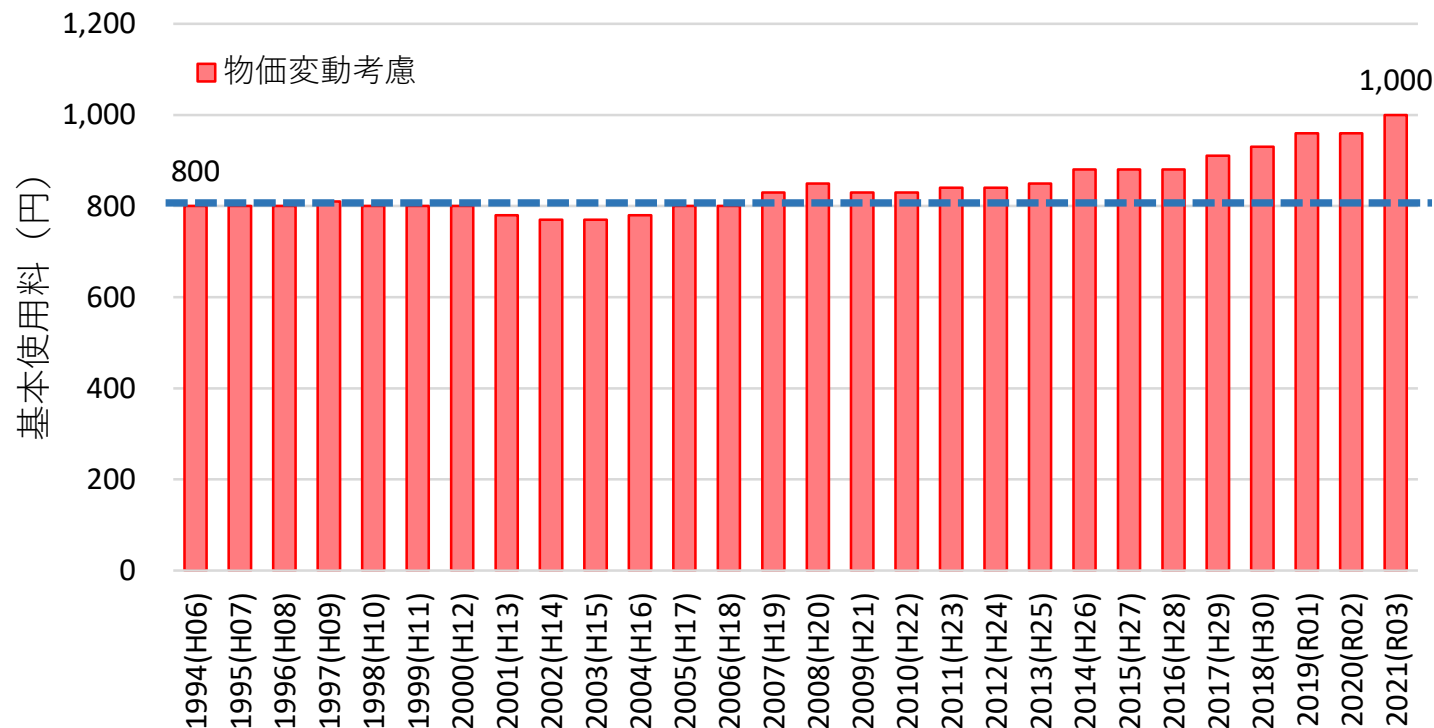
基本使用料に充てる固定費の試算

固定費 (千円)	基本使用料に 充てる割合	件数 (件)	基本使用料に充てる固定費	
			(千円)	(円/件)
257,190	10%	91,452	25,719	281
	20%		51,438	562
	30%		77,157	844
	40%		102,876	1,125
	50%		128,595	1,406
	60%		154,314	1,687
	70%		180,033	1,969
	80%		205,752	2,250
	90%		231,471	2,531
	100%		257,190	2,812

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

現状の基本使用料800円は、供用開始時より現在までの物価変動を考慮すると1,000円程度になります。



※国土交通省公表の建設工事費デフレーター（下水道）を用いて想定

物価変動を考慮した基本使用料（想定値）

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

04 平均改定倍1.45倍（使用料単価150円/m³）

- ・ 使用料改定は、150円/m³を目標として検討します。
その場合、一般会計からの基準外繰入の継続が必要となりますが、住民の負担増に配慮して設定しました。
- ・ 150円/m³相当への値上げは、激変緩和措置として2段階での実施を予定しています。
- ・ R7.4に1段階目の値上げを行い、R9.4に2段階目の値上げをして150円/m³の使用料単価とすることを目標としています。

2. 使用料改定の検討方針

2-1. 使用料改定の基本条件

使用料改定は、150円/m³を目標として検討します。

第2回審議会より

改定案 A 経費回収率100%を目標とした案
(平均改定倍率1.65倍程度)

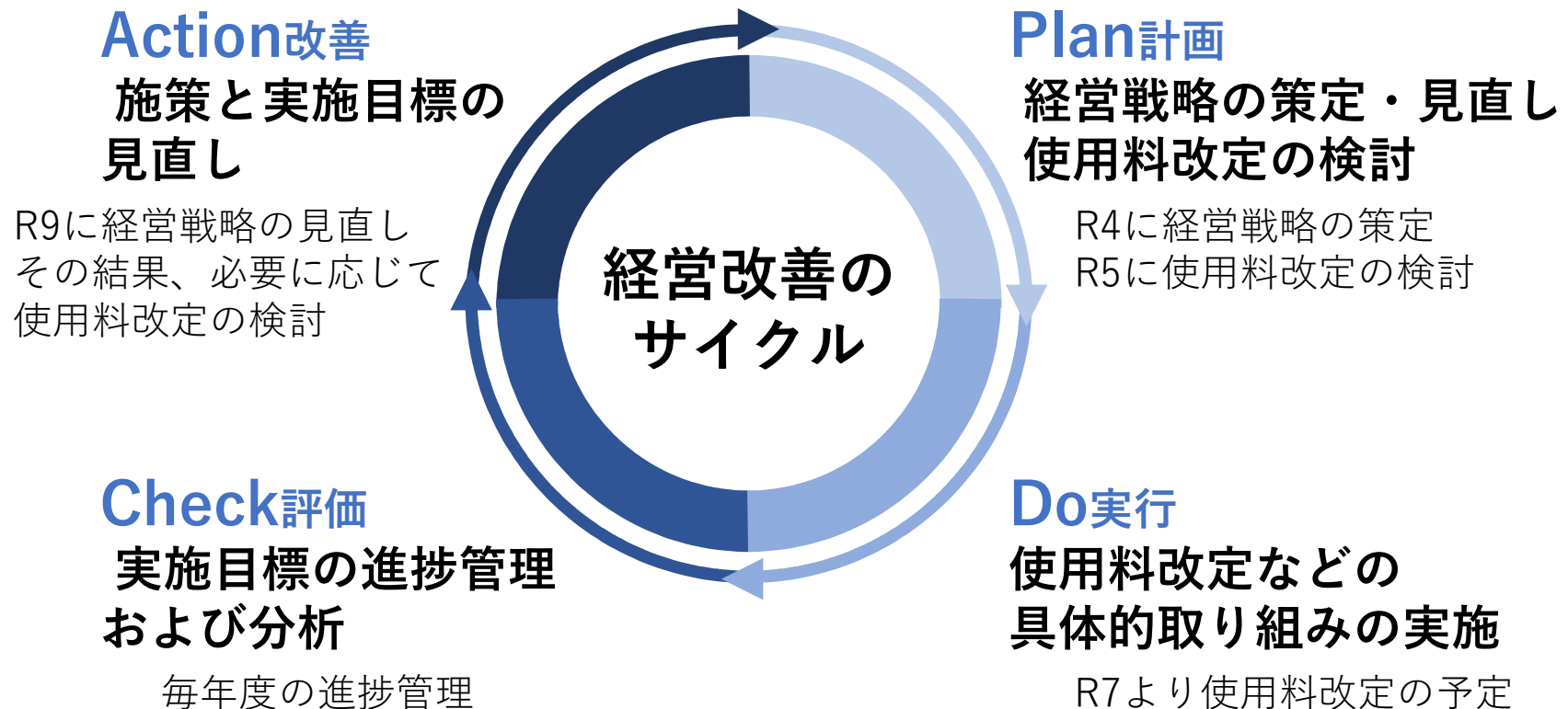
改定案 B 使用料単価150円/m³を目標とした案
(平均改定倍率1.45倍程度)

⇒ **採用**

2. 使用料改定の検討方針

2-2. 経営改善のサイクル

今後も5年に1回程度の頻度で経営戦略の見直しおよび使用料改定の検討を実施し、経費回収率100%の達成、維持に努めていきます。



3. 使用料改定の検討結果

3-1. 検討案

使用料改定の検討案一覧

水量区分 (m ³ /月)	現 状	改定案						
		B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6	
基本使用料	800	800	800	800	1,000	1,000	1,000	
従 量 使 用 料	0 ~ 10 m ³	0	40	40	40	20	20	20
	11 ~ 20 m ³	90	145	135	145	145	130	145
	21 ~ 40 m ³	105	155	155	160	155	155	160
	41 ~ 100 m ³	130	170	190	185	165	190	185
	101 ~ 500 m ³	165	205	240	220	205	240	220
	501 m ³ ~	210	265	305	265	260	305	265
目 標	-	150円/m ³ 分を回収						

- ・基本使用料は、B-1～B-3は800円、B-4～B-6は1,000円としました。
その際、10m³以下の単価は40円、20円としました。
(半田市を参考とし、10m³使用時に1,200円としました。)
- ・11m³以上の単価は以下の考えにより設定しました。
B-1およびB-4：マニュアルベースで設定
B-2およびB-5：改定倍率が各水量区分で同等となるように設定
B-3およびB-6：改定額が各水量区分で同等となるように設定

3. 使用料改定の検討結果

3-2. 検討結果

各検討案の検討結果を別紙、改定倍率および改定額の一覧を以下に示します。

改定倍率および改定額の一覧

水量区分 (m ³ /月)		現状に対する改定倍率					
		B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6
基本使用料		1.00	1.00	1.00	1.25	1.25	1.25
従量 使用料	0 ~ 10 m ³	-	-	-	-	-	-
	11 ~ 20 m ³	1.61	1.50	1.61	1.61	1.44	1.61
	21 ~ 40 m ³	1.48	1.48	1.52	1.48	1.48	1.52
	41 ~ 100 m ³	1.31	1.46	1.42	1.27	1.46	1.42
	101 ~ 500 m ³	1.24	1.45	1.33	1.24	1.45	1.33
	501 m ³ ~	1.26	1.45	1.26	1.24	1.45	1.26
平均改定倍率		1.45	1.47	1.47	1.46	1.46	1.48

水量区分 (m ³ /月)		現状に対する改定額 (円/m ³)					
		B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	B-6
基本使用料		0	0	0	200	200	200
従量 使用料	0 ~ 10 m ³	40	40	40	20	20	20
	11 ~ 20 m ³	55	45	55	55	40	55
	21 ~ 40 m ³	50	50	55	50	50	55
	41 ~ 100 m ³	40	60	55	35	60	55
	101 ~ 500 m ³	40	75	55	40	75	55
	501 m ³ ~	55	95	55	50	95	55

4. 今後の予定

令和7年度からの下水道使用料改定に向け、準備を進めていきます。

審議会の経緯と予定（案）

回数	開催時期	主な内容
第1回	令和5年10月30日	<ul style="list-style-type: none">・下水道事業の概要・経営状況・今後の予定
第2回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none">・現在の使用料体系・使用料改定案の検討・今後の予定
第3回	令和6年2月9日	<ul style="list-style-type: none">・現在の使用料体系・使用料改定の検討方針・使用料改定の検討結果・今後の予定
第4回	令和6年5月頃	<ul style="list-style-type: none">・答申案